

新型コロナウイルスの流行下の不妊治療助成における 所得判定の見直し

1. 背景

- 不妊治療助成については、現行の要綱上、前年の夫婦所得（730万円未満）をベースに助成の可否を判定しているところ（5月末までの申請については前々年所得）
- これに対し、新型コロナウイルスの流行に伴い、以下の課題が生じている
 1. 前年所得（730万円未満）では対象外であるが、本年の大幅な所得減により、助成によらない形での不妊治療の継続が困難
 2. 治療の延期により、現行の要綱に基づく5月末までの前々年所得での申請ができず、結果的に助成対象外（前年所得は730万円以上）

2. 対応

以下の措置を時限的に実施

- ① 本年、新型コロナウイルスの流行を理由として所得急変が生じた場合

⇒ **1ヶ月※**の収入、賞与等の推計をベースに所得判定を行う

※令和2年2月以降申請月までのうちの任意の1ヶ月

- ② 治療延期により5月末までに申請ができなかった場合

⇒ 時限的に今年度中は前々年所得による申請も認める



家計急変時の所得の確認方法

1. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

2. 所得制限の考え方

- 現行制度：市町村の課税証明書等により、夫婦の前年所得の合計が730万円未満か確認
- 本特例**：以下の方法で、おおまかな夫婦の所得の合計を算出し 730万円未満か確認
※国から都道府県等に、算出用のエクセルを配布
- 計算方法：
 - ・令和2年2月以降以降申請月までのうちの任意の1ヶ月の給与等を1.2倍し、年間の給与等を推計。
 - ・賞与等について、勤務する会社等の賃金規定・支給方針等をもとに推計。
 - ・給与等を所得に直す計算については、給与所得控除を考慮。
 - ・所得からの控除等は申請者の申告によるものとする。
※ 個人事業主等については、給与所得者に準じた扱いとする。

3. 収入の確認方法

- 以下の書類を提出させることが考えられる。
 - a 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
 - b 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ 等
- 基本的には、申請者の申告によるものとする。

(参考)新型コロナウイルス流行下における不妊治療助成における所得判定の見直し事例

(万円)

年度		H30	R1	R2 (推計値)
ケース ① (所得急変 救済)	所得	1000	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	×
ケース ②-1 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	× (前々年所得 5月末まで○)
ケース ②-2 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	900
	助成	—	—	× (前々年所得 5月末まで○)

判定方法見直し

年度		H30	R1	R2 (推計値)
ケース ① (所得急変 救済)	所得	1000	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	○
ケース ②-1 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	650 ※所得急変
	助成	—	—	○ (前々年所得 本年度○)
ケース ②-2 (前々年 所得救済)	所得	700	1000	900
	助成	—	—	× (前々年所得 本年度中○)